

山梨県公報

第二千八百七十五号

平成三十一年

四月十一日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………一三七
- 道路の供用開始……………一三七
- 手数料の収納事務の委託……………一三七

公告

- 国土調査の成果の認証(二件)……………一三七
- 土地改良区役員の退任及び就任……………一三八
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一三九

告示

山梨県告示第百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 道路の種類 県道
 - 路線名 市川三郷富士川線
 - 道路の区域

区 間	旧別の敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸八番一四地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字八幡一四七三番二地先まで	八・四〇 七六・〇	五四五・〇
	一一・〇〇 七五・三	四五四・七

山梨県告示第百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年五月七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	栃代常葉線	南巨摩郡身延町杉山字廣根一二七五番地先から南巨摩郡身延町杉山字佐藤内一二二一番三地先まで	二一九・二	平成三十一年四月十一日

山梨県告示第百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成三十一年四月十一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
 - 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
 - 委託の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

公告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十一年四月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 平成二十九年六月二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 市川三郷町大字大塚の一部
- 五 認証年月日 平成三十一年四月三日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十一年四月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十三年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 身延町大字三沢の一部
- 五 認証年月日 平成三十一年四月三日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成三十一年四月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	長谷川幹雄	上野原市鶴島八百三十四番地	平成三十一年三月三十日
副理事長	安藤英夫	上野原市新田二百十八番地	同
同	上條泰雄	上野原市鶴島二千四百十四	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
総括監事	上條マサ江	上野原市鶴島五百八十九番地四	同
同	河内静枝	上野原市鶴島九百四十三番地	同
監事	長田敏子	上野原市鶴島二千四十五番地五	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	長谷川幹雄	上野原市鶴島八百三十四番地	平成三十一年三月三十一日
副理事長	安藤英夫	上野原市新田二百十八番地	同
同	上條泰雄	上野原市鶴島二千四百十四番地	同
理事	長田文丘	上野原市鶴島千八十二番地三	同
同	河内静枝	上野原市鶴島九百四十三番地	同
総括監事	上條マサ江	上野原市鶴島五百八十九番地四	同

監事	長田敏子	上野原市鶴島二千四十五番地五	同
----	------	----------------	---

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十一年四月十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

四五	甲府市相生二丁目一八番一先（国道三五八号と芋洗川北通り線との交差点）	甲府市自治研修センター東	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	------------------------------------	--------------	----------------------

を

四五	甲府市相生二丁目一八番一先（国道三五八号と市道との十字路交差点）	甲府市健康支援センター入	平成三一年四月一日 告示第三七号
----	----------------------------------	--------------	---------------------

に改める。

別表第五の二七六の項の次に次のように加える。

二七七	国道二〇号	甲府市国母六丁目三番一三号先（国道二〇号と市道との丁字路交差点）	東進する車両	終日	南甲府	平成三一年四月一日 告示第三七号
二七八	県道万力小屋敷線	山梨市万力一、八三九番地先（根津橋西交差点）	東進する車両（軽車）	終日	日下部	平成三一年四月一日 告示第三七号

			両を除く。			
--	--	--	-------	--	--	--

別表第六の五八一の項の次に次のように加える。

五八一	県道万力小屋敷線	山梨市万力一、八二六番地五先（根津橋西交差点）	西進する車両（軽車）を除く。	終日	日下部	平成三一年四月一日 告示第三七号
-----	----------	-------------------------	----------------	----	-----	---------------------

別表第七の一〇三の項の次に次のように加える。

一〇四	市道	山梨市万力一、八三一番地一先（根津橋西交差点）	北進する車両（軽車）を除く。	終日	日下部	平成三一年四月一日 告示第三七号
-----	----	-------------------------	----------------	----	-----	---------------------

別表第十の三五の項を次のように改める。

三五	国道一〇号	甲府市中央三丁目一一番一七号先		二	甲府	平成三一年四月一日 告示第三七号
----	-------	-----------------	--	---	----	---------------------

別表第十の一、二八八の項を次のように改める。

一、二八八	国道四一三号	南都留郡山中湖村平野一〇一番地先		四	富士吉田	平成三一年四月一日 告示第三七号
-------	--------	------------------	--	---	------	---------------------

別表第十の三、三九六の項を次のように改める。

三、三九六	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地先		一	北杜	平成三一年四月一日 告示第三七号
-------	----	------------------	--	---	----	---------------------

別表第十の五、五七一の項を次のように改める。

五、五七一	県道鳴沢富士湖線	南都留郡富士河口湖町勝山四、八八二番地先		四	富士吉田	平成三一年四月一日 告示第三七号
-------	----------	----------------------	--	---	------	---------------------

別表第十の五、五八六の項の次に次のように加える。

五、五八七	線 輪須玉	北杜市須玉町若神子二、三八番地先	一	北杜	平成三十一年四月一日 告示第三七号
五、五八八	線 輪須玉	北杜市須玉町穴平一、一〇〇番地先	一	北杜	平成三十一年四月一日 告示第三七号
五、五八九	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地先	一	北杜	平成三十一年四月一日 告示第三七号
五、五九〇	主要地 府道甲 線 笛吹	笛吹市石和町東高橋一三四番地三先	一	笛吹	平成三十一年四月一日 告示第三七号
五、五九一	県道鳴 沢富士 湖	南都留郡富士河口湖町勝山一、七八二番地四先	一	富士 吉田	平成三十一年四月一日 告示第三七号

別表第十四の一、七四三の項を次のように改める。

一、七 四三	県道鳴 沢富士 湖	南都留郡富士河口湖町船津一、七〇番地先(町役場前交差点)から南都留郡富士河口湖町勝山一、七八二番地四先(県道鳴沢富士河口湖線同士の丁字路交差点)までの両側	二、二〇〇	車両(けん付・引・除く)	五〇	富士 吉田	平成三十一年四月一日 告示第三七号
-----------	-----------------	---	-------	--------------	----	----------	----------------------

別表第十六の一、五九九の項を次のように改める。

一一、五九九	市道	斐崎市穂坂町宮久保四、三九三番地一先(市道同士の丁字路交差点・南進車両)	斐崎	平成三十一年四月一日 告示第三七号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

別表第十六の一、九七六の項の次に次のように加える。

一一、九七六	市道	中央市下河東六二〇番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成三十一年四月一日 告示第三七号
--------	----	--------------------------------	-----	----------------------

別表第十七の一、三九三の項を次のように改める。

一一、九七七	市道	中央市下河東六二〇番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九七八	市道	中央市下河東六一五番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九七九	市道	斐崎市穂坂町宮久保四、三八二番地一先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	斐崎	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九八〇	市道	斐崎市穂坂町宮久保四、五二七番地二先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	斐崎	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九八一	市道	甲州市塩山上井尻五四七番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	日下部	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九八二	市道	甲州市塩山上井尻五四七番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	日下部	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九八三	町道	南都留郡富士河口湖町勝山四、八〇七番地先(県道鳴沢富士河口湖線と町道の十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成三十一年四月一日 告示第三七号
一一、九八四	県道鳴 沢富士 湖	南都留郡富士河口湖町勝山一、七八二番地四先(県道鳴沢富士河口湖線同士の丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成三十一年四月一日 告示第三七号

別表第十七の一、三九三の項を次のように改める。

一一、三九三	県道鳴 沢富士 湖	南都留郡富士河口湖町船津一、七〇番地先(町役場前交差点)から南都留郡富士河口湖町勝山一、七八二番地四先(県道鳴沢富士河口湖線同士の丁字路交差点)までの両側	二、二〇〇	車両	終日	富士 吉田	平成三十一年四月一日 告示第三七号
--------	-----------------	---	-------	----	----	----------	----------------------

別表第十九の三の項を次のように改める。

三	主要地 府道甲 線葦崎	甲府市横根町一、一四六番地先 (横根交差点)から甲斐市中下 条一、六八六番地先(東町交差 点)までの両側歩道(八、八六 〇メートル)	甲府 葦崎	平成三一年四月一 日 告示第三七号
---	-------------------	--	----------	-------------------------

別表第十九の二二二の項の次に次のように加える。

一二三三	主要地 府道甲 線葦崎	甲斐市中下条一、二七四番地先 (敷島仲交差点)から甲斐市 中下条一三番地先(松島団地入 口交差点)までの両側歩道(八 七〇メートル)	葦崎	平成三一年四月一 日 告示第三七号
------	-------------------	--	----	-------------------------

別表第十九の三の六の項の次に次のように加える。

七	主要地 府道甲 線葦崎	甲斐市中下条 一、二七四番地 先(敷島仲交 差点)から甲斐 市中下条一、六 八四番地一先 までの両側	上記区 間の道 ち、標識 路は標識 又は標識 路は標識 で区間 た区間 で区間 標示に 標示に よれり 部分	普通 自動車 葦崎	平成三一年四月 一日 告示第三七号
---	-------------------	--	--	-----------------	-------------------------

別表第二十三の四七の項の次に次のように加える。

四八	主要地 府道甲 線葦崎	甲斐市中下条 一、二七四番地 先(敷島仲交 差点)から甲斐 市中下条一、六 八四番地一先 までの両側	車両	葦崎	平成三一年四 月一日 告示第三七号
----	-------------------	--	----	----	-------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番